

エズドラス第二書 (ネヘミア書)

本書がネヘミア書と稱せられるのは、ペルシヤ王アルタクセルクセス(又の名をロンジマヌスと云う)の典酌であつた筆者の名に因んだもので、彼はイエルサレムの周壁再築の委員の一行に托してこれを送つた。本書はまたエズドラス第二書とも稱せられる。それはエズドラスが始めた、天主の選民の俘囚より帰還後の状況の記録の繼續であるからである。

第一章

ネヘミヤ、ユダにある同胞の惨状を聞き、天主に御救いを祈る。

一 ヘルキアの子ネヘミアの言(ことば) 第二十年¹⁾ カスレウの月
 二 に、²⁾ 我(われ)スサの都城³⁾ に在りし時のことなりき、ニわが兄
 弟の一人⁴⁾ なるハナニ、數人の者と共にユダより來りけれ
 ば、我、捕虜の中残り存えたるユデア人及びイエルサレム
 三 に就きて、彼等に尋ねしに、³⁾ 彼等我に云いけるは、「捕虜
 の中残り存えてかの州にある者は、大いなる患難と恥辱と
 の中にあり。またイエルサレムの石垣は崩され、⁵⁾ その門

第一章 1)キリスト御降生前四百四十五年。 2)十二月頃。

3)ペルシヤ王の冬の離宮(但八・二)。 4)嚴密な意味での兄弟らしい。七・二参照。 5)エズドラスはイエルサレムの周壁を再築しようとしたが、サマリア人の陰謀によつて、その目的の工事を阻止された。喇四・一二

四 は火に焼け失せたり。」と。四 我かくの如き言を聞くに及び、坐して泣き、
 五 幾日も嘆き悲しみて、斷食し、^一 天主の御面前にて祈れり。五 即ち我云いけ
 らく、「強大にして畏るべき天主、契約を守り、汝を愛し、汝の御誠命を
 六 守る者に對して、御矜恤を垂れ給う御者よ、願わくは、^二 六 御耳を傾け、御
 眼を開きて、僕の祈禱、即ち我が今日、汝の僕なるイスラエルの裔等の爲
 七 に、夜も晝も汝の御前に祈る所を聽き容れ給え。我はイスラエルの裔等が
 汝に對して犯したる罪を告白し奉る、我もわが父の家も罪を犯せり。七 我
 等は空しき事に迷わされて、汝がその僕モイゼに命じ給いし、誠命をも典
 八 禮をも規定をも守らざりき。八 汝がその僕モイゼに命じ給いし御言を憶い
 給え、曰く、「汝等もし罪を犯さば、我汝等を諸の民の間に散らさん。
 九 九されど汝等もしわが許に立ち歸り、わが誠命を守りて之を行わば、汝等
 たとい天涯まで引き行かれたりとも、我其處より汝等を集めて、我がわが
 一〇 名を住めん爲に選びし處に導き返さん。」と。^三 一〇 是等の者は汝がその大

一六参照。

の エスドラス

ダニエル、エ

ステルなどに

よれば、いず

れも類似の事

情によつて。

ユデア教のこ

の時期には、

信心のための

斷食が屢々行

われたもので

ある。一〇但

九・四。

八) 文字通りの

統率ではない

が、申三〇・

一一五を想起

二 いたる力と強き手とを以て、贖い給いし汝の僕、汝の民なり。
 二 願わくは主よ、僕の祈禱と、汝の御名を畏るる意ある⁹⁾汝
 の僕等の祈禱とに、御耳を傾け、今日僕を導きて、この人¹⁰⁾
 の前にて之に矜恤を垂れ給え。」と。即ち我は王の典酌たり
 しなり。

第二章

ネヘミア、アルタクセルクセス王の委任を受けて、イエルサレムに至る―
 彼ユデア人を勵まして再び石垣を築かんとす。

一 さて、アルタクセルクセス王の第二十年、ニサンの月¹⁾の
 ことなりき、その前に葡萄酒あり、我その葡萄酒を王に注ぎ
 與えけるが、その面前にて、殆ど氣を失わんばかりなりしか
 ば、²⁾王我に云いけるは、「汝、病めりとも見えざるに、汝
 の顔に憂色あるは何故ぞや。是、故なきにあらず、我何事か

させる。― 9) 天主に拂うべ
 き敬意を示そうとする意志
 があれば、それは既に天主
 の御前には行爲と見なされ
 る。― 10) アルタクセルクセ
 ス王。

第二章 1) ニサンはカスレ
 ウ(一・一)の後で第四月
 であつた。― 2) 激しい悲し
 みのあまり。

知らざれど、汝の心に憂あるなり。」と。我乃ち最太う恐れたりしが

三 やがて王に云いけるは、「王よ、壽長かれ。」³⁾ わが父祖の墓の市荒廢

て、その門火に焼け失せたらば、争でわが顔に憂色なきを得んや。」

四 王我に「汝何をか願ひ求むる。」と云いしかば、我天主に祈り

五 王に云いけるは、「王もし是を善しと見給ひ、且僕汝の御前

に嘉せられなば、願わくは我をユデアに遣して、わが父祖の墓の市に

六 至らしめ給わんことを。さらば我之を建て直さん。」と。時に王、そ

の傍に坐せる王妃と共に、我に云いけるは、「汝の旅は何時までぞ、

汝は何時歸り來るや。」と。かくてこの事王の面前にて善しとせられ、

七 彼、我を遣せり。しかして我は之に對し時を定めたり。⁵⁾ 我また王に

云いけるは、「王もし善しと見給わば、河の彼方なる地の總督等に宛

てたる書簡を我に賜ひ、彼等をして、我がユデアに至るまで、我を送

八 り届けしめ給え。八また王の森林監守アサフに宛てたる書簡をも賜ひ、

3) 昔の尊敬のきま
つた表しかた。王
上一・三一参照。

4) 心から湧き出る

祈。ネヘミアに敬

虔及び天主と合一

の習慣があつたこ

とを想わせる。

5) 彼は旅行及びイ

エルサレム滞在に

要する大約の時日

を云つた。この滞

在は漸次延びて十

二年にも亘つた。

五・一四。一三・

六参照。

九 彼をして我に木材を給せしめ給え、是我が家の塔⁶⁾の門や石垣、及びわが入るべき家を造るを得ん爲なり。」と。わが天主の仁慈深き御手我と共にありたるに由りて、王我に之を與えたり。我乃ち河の彼方の地の、總督等の許に至りて、王の書簡を之に付せり。王はまた軍の將校と騎兵とを、我と共に遣したり。一〇然るにホロン人サナバラト、及びアンマン人下僕トビア⁷⁾之を聞き、イスラエルの裔等の繁榮を計る人來れりとして、大いに悲しみ憂えたり。二さるほどに我はイエルサレムに至り、其處に三日の間居りしが、三我次いで我に従う少數の人々と共に、夜中に起き出でたり。我は天主がイエルサレムにて行われめんとてわが心に授け給いし事を、誰にも打明けざりき。またわが乗れる一頭の獸を除きては、我に畜あらざりき。三かくて我夜中に谷の門⁸⁾より出でて龍の井⁹⁾の前を過ぎ、糞土の門に至りて眺むれば、イエルサレムの石垣は崩れ、その門は火に焼け失せてあり。一四更に我進

6) これは北西にあつて聖殿を護る岩のこと。後にアントニアの城塞とよばれたもの。
7) サナバラトはサマリア人達の長、ペトホロン出身。サナバラトはサマリアの神殿をガリチム山上に建てたと云われる(ヨゼフス・フラヴィウス)。一⁸⁾市の西門⁹⁾西側にある。

一五 みて、泉門¹⁰⁾に至り、王の水道¹¹⁾に至りしが、わが乗れる畜の通るべき處
あらざりき。¹²⁾ 一五 我はなおその夜溪流に沿いて¹³⁾上り行き、石垣を檢べて

一六 引返し、谷の門に至りて歸りぬ。一六 されど高官等は我が何處に行きしか、
また何を爲ししかを知らざりき。我も亦、ユデア人にも、司祭にも、貴族

一七 き。一七 ただ我彼等に云いけるは、「我等が現在の慘狀は汝等の知る所、イ
エルサレムは荒廢て、その門は火に焼け失せたり。いざ、我等、累ねて恥

一八 辱を受けざらん爲に、イエルサレムの石垣を築かん。」と。一八 かくて我は
彼等に、わが天主の御手が我に惠深かりし事と、王が我に語りし言とを告

一九 げ、且「いざ、我等起ちて築かん。」と云いしに、彼等力を得てこの善き
事に着手せり。一九 然るにホロン人サナバラト、アンマン人下僕トビア、及

二〇 びアラビア人ゴセム、之を聞くや、我等を嘲り蔑みて云いけるは、「汝等
が爲すこの事は何ぞや。汝等王に叛かんとするか。」と。二〇 我、彼等に言

10) 市の南東に

ある。一¹¹⁾王

の水道」と稱

するのは、エ

ゼキア王が作

らせたから。

代下三二・三

〇を見よ。

13) その場所に

破壊された物

が集積されて

いたので。

13) セドロンの

河床に沿うて

を返して云いけるは、「天主こそ我等を助け給え、我等はその僕なり。されば我等、起ちて築かん。然れども汝等はイエルサレムに、何の關係も、權利も、記念もなきなり。」¹⁴⁾と。

第三章

修築始まる―修築者の名前と順序。

一 やがて大司祭エリアシブとその兄弟なる司祭等と起ちて羊門¹⁾を建て、之を聖別して、その扉を取付け、また之を聖別して、百クビトの塔及びハナネールの塔まで、然なしたり。二之に次いで、^二ではイエリコの人々修築し、また之に次いで、^三はアムリの子ザクル修築せり。三また魚門²⁾はアスナーの子等之を建て、それに笠木を渡し、

14) 彼らは外國人で、天主の選民に屬して居ないから、聖市に對して何の關係も權利も有していない。それで子孫に自分達の思ひ出を長く傳えてもらうことは期待できない

第三章 1) 羊門と稱するのは、聖殿の犠牲や住民の食物にする羊の群がここから町に入つたから。2) 司祭達は直に宗教的儀式を行つてこれを聖別した。城塞の周壁全部の聖別は、工事がすべて終つて後漸く行われた。一二・二七―四三参照。3) チベリアデ湖や地中海の魚を、ここから町に運び入れたのでこの名がある。

四 その扉とびらと錠じょうと門かどとを取とり付けたり。彼等かれらに次ついではアックスの子こなるウリアの子こマリムト修築しゅうちくせり。四 また之これに次ついでは

五 メセゼベルの子こなるバラキアの子こモソラム修築しゅうちくし、是等これらに次ついではパーナの子こサドク修築しゅうちくせり。五 また彼等かれらに次ついではテ

六 クアの人々ひとぐ修築しゅうちくせり、されどその貴族等きさくはその主しゆの工事こうじに首くびを屈くつせざりき。六 古ふるき門もんはフアセアの子こヨヤダ、及びベソ

七 デイアの子こモソラム之これを建たて、それに笠木かさぎを渡わたし、その扉とびらと錠じょうと門かどとを取とり付けたり。七 彼等かれらに次ついではガバオン人びとメル

八 テイア、メロナト人びとヤドン、ガバオンとマスファとの人々ひとぐなど、河向かわむかいの地ちにある總督そうとくの爲ために⁶⁾修築しゅうちくせり。八 之これに次ついではアラヤの子こ金細工師きんさいくしエジェル修築しゅうちくし、また之これに次ついでは香

九 料製造者りょうつくりの子こアナニア修築しゅうちくし、彼等かれらイエルサレムを廣ひろき街路みちの石垣いしがきまでそのままになしおきたり。⁹⁾ 之これに次ついではフルの

4) 筆者は石垣修築の際、ネヘミアの命令に反抗した唯一の例をこゝに述べている。テクアはベトレヘムの南方にある。1) 魚門の西に當り、常に周壁の北の部分内にあつた。2) 即ちペルシヤ總督のイエルサレムに來た時入る邸まで。他の譯では、「總督の裁判管轄に屬するガバオンとマスファとの人々」。3) 町が自然の地形により防禦されていたからか、または以前の石垣がまだ立つていたからか、石垣工事がここには必要でなかつた。

一〇 子にしてイエルサレムの一區の長たるラファヤ修築せり。一〇また之に次いで
 ではハロマフの子イエダヤ、己が家の對處を修築し、之に次いでハセボ
 ニアの子ハットウス修築せり。二一區の半分は、竈塔と共に、ヘレムの子
 メルキア及びファハト・モアブの子ハスブ、之を修築せり。二三之に次いで
 はアロヘスの子にしてイエルサレムの半區の長たるセルム、自らその娘等
 と共に修築せり。二三谷の門はハヌン、ザノエの住民と共に之を修築せり、
 即ち彼等之を建ててその扉と錠と門とを取付け、また糞土の門⁸⁾に至る
 石垣を一千クビト修築せり。一四糞土の門はレカブの子にしてベタカラム區
 の長たるメルキア之を修築せり。即ち彼之を建てて、その扉と錠と門と
 を取付けたり。一五泉門⁹⁾はコルホザの子にしてマスファ區の長たるセルム
 之を修築せり、即ち彼之を建ててそれに笠木を渡し、その扉と錠と門と
 を取付け、またシロエの池の石垣を、王の庭園まで、及びダヴィドの市に
 下る階段まで然せり。一六その後にはアズボクの子にしてベトスル半區の長

8) ヒンノムの谷に汚物を投げ棄てるためここから運び出したので、かく稱せられる。これは城壁の南西の隅にあつた。
 9) シロエの池の東あり、そのそばにあるので、この名がついた。

一七 たるネヘミア、ダヴィドの墓の對處までと、大いなる勞力をかけて作れる池
 までと、勇士の家¹⁰⁾までとの間を修築せり。一七その後にはベンニの子レフム
 などのレヴィ人修築し、その後にはケイラ¹¹⁾區の半分の長ハセビア、己が區
 一八 内を修築せり。一八その後にはエナダドの子にしてケイラの半分の長たるバヴ
 一九 アイなどのその兄弟等修築せり。一九之に次いで、ヨズエの子にして、マ
 スファアの長たるアゼル、堅固なる角への上り口に對する他の部分を修築せり。
 二〇 その後には、ザカイの子バルク、山の上にて、角より大司祭エリアシブの
 二一 館の門に至るまでの他の部分を修築せり。二一その後にはハツクスの子なるウ
 リアの子メリムト、エリアシブの館の門よりエリアシブの館の果までの他の
 二三 部分を修築せり。二三またその後には、ヨルダンの平野の人なる司祭等修築せ
 二三 り。二三その後には、ベンヤミン及びハスブ、己が家の對處を修築し、またそ
 の後には、アナニアの子なるマシアの子アザリア、己が家の對處を修築せ
 二四 り。二四その後にはヘナダドの子ベンヌイ、アザリアの家より曲る所まで、及

10) 多分ダ
 ヴィドの
 勇士達の
 いた營舎
 11) ケイラ
 はイエル
 サレムか
 ら南へ約
 七時間の
 行程の所
 にある。
 母上二三
 ・一参照

二五 び角までの他の部分を修築せり。二五オジの子ファレルは、曲る所と王の¹²⁾高き家より聳え立てる塔との對處、即ち牢獄の庭¹³⁾を修築し、その後にはファロスの子ファダヤ然せり。

二六 時にナティン人オフェル¹⁴⁾に住みて、東の方水の門¹⁵⁾と聳え立てる塔との對處までに及べり。二七その後にはテクア人、聳え立つ大いなる塔より聖殿の石垣に至るまでの、對所の他の部分を修築せり。二八また馬の門¹⁶⁾より上へは、司祭等夫々に己が家の對處を修築せり。二九その後には、エンメルの子サドク、己が家の對處を修築し、またその後には、セケニアの子にして東門の門衛セマヤ修築せり。三〇その後にはセレミアの子ハニア、及びセレフの六男ハマン、他の部分を修築し、その後にはバラキアの子モソラム、己が倉庫の對處を修築し、その後には金細工師の子メルキア、ナティン人の家まで、また

12)「王の家」とはダヴィドの町にある館ではなくて、聖殿の山の近くにある王使用の建物で、獄舎として物見の塔を具えていた。耶三九・一四参照。13)牢獄は東方諸國の習慣により宮殿の一部をなしていた。14)モリアー山から南へ、セドロン谷に至るまでの所15)東の石垣の真中邊、聖殿の打禾場の南東端の下にある。16)馬の門は同市の東側、聖殿の山の南麓に近くあつたに相違ない。

細々したる品を賣る人¹⁷⁾
 裁判の門¹⁸⁾の對處を隈の
 間まで修築せり。三、また
 隅の間と羊門¹⁹⁾との間は
 金細工師及び商人等之を
 修築せり。

第四章

敵の攻撃の懼れあるに拘わらず修築を續行す。

一 さて、サナバラト、我等が石垣を修築する由を聞くや、
 二 大いに怒り、太く激してユデア人を嘲り、ニその兄弟等と
 三 数多のサマリア人との前にて云いけるは、「無力なるユデア
 四 人何をか爲す。諸國の民は彼等を棄ておかんとするか。
 五 彼等は犠牲を献げて、一日の中に成就せんとするか。」¹⁾ 彼

17) ヴルガタ原文 *scruta vendentium* 本文のように、または「裁判の門の對處を、ナテイン人と、細々したる品を賣る人との家まで」と譯することが出来る。—18) 裁判の門は、その向かいに市の石垣を築くといふから、市の門ではなかつた。ヘブレオ語聖書によれば、これは圍まれている廣場への入口で、聖殿の北東部にあり、罪祭の分を焼く所と定められていた。—19) 記述を始めた所へ再び歸つて來た。一節參照。

第四章 1) サナバラトは、ユデア人は祈や犠牲を献げるには向いてゐるか知れないが、市の周壁の築造には不向きだと云つて嘲弄する(一日の中に築造を終らなければ、わが方でまだ對策

三 等豈焼けたる灰の堆積より石を組立つるを得んや。」と。三その傍にありしアンマン人のトビアも亦云いけらく、「彼等築かば築けよかし、狐もし上らんとせば、彼等の石の垣を跳び越えん。」と。四我等の天主よ、⁴⁾ 聴き給え、我等は見下げられたり。この恥辱を彼等の頭に回し、彼等を捕囚の國に於いて見下げらるる身となし給え。⁵⁾ 五彼等の不義を蔽い給うなかれ、また彼等の罪を汝の御面前より抹し給うなかれ、其は彼等、建つる者を嘲笑したればなり。」と。六かく我等石垣を築きて、その半分まで全く連ね終えけるが、民の心は工事に勇めり。七然るにサナバラトとトビア、及びアラビヤ人、アンマン人、アゾト人、イエルサレムの石垣の破損したる處も修覆せられ、その裂罅を塞ぐことも始まりたる由を聞くや、大いに怒りて、八皆相集まり、イエルサレムを攻めて、不意討ちを行わんとせり。九されど我等は、我等の天主に祈り、且彼等に備えて石垣の上に、日夜衛兵を置けり。一〇時にユ

を講じ得)。一) ア
 ンモン人。一) 3) そ
 れは防禦となるだ
 けの高さを有せぬ
 ので、まして戦闘
 に慣れていゝる兵な
 らなおさらのこと
 である。一) 4) ネへ
 ミアの祈禱。
 5) 即ち曾てのユデ
 ア人のように、彼
 らを捕虜の身とな
 らしめ給え。

二 ダの云いけるは、「荷を負う者の力は衰え、土芥は餘りに多し、されば我等石垣を築く能わじ。」と。二また我等の敵云いけるは、「彼等が氣付かず知らざる間に、我等その中に入り、之を殺してその工事を中止せしめん。」

二三 と。二三然るに彼等の邊に住めるユデア人等、來りて、その我等が許にと出で來りし諸々の處のことを、十度も我等に告ぐることありしかば、二三我

一四 周囲の石垣の後に、それぞれ劍、槍、弓などを持てる民を配置せり。一四しかして我、見廻り、起ちて、貴族、高官等及びその殘餘の平民に云いける

一五 は、「彼等に面して恐るるなかれ。主の偉大にして畏るべきを憶い、汝等の兄弟、汝等の息子、汝等の娘、汝等の妻、汝等の家の爲に戦え。」と。

一五 されど我等の敵、我等に事の告げられたるを聞くや、天主彼等の策を破り給えり。8) よりて我等皆石垣の所に歸りて、各々その仕事にかかれり。

一六 その日より後の事なりき。その若者等の半分は工事を爲し、半分は槍、楯、弓を執り、鎧を着けて、戦争に備え、彼等の後にはユダの全家の長等

6) このユダは集合名詞でその民全体をあらわす。

7) 始終といふ意味の概数。

8) イエルサレムは絶えず警護されていたから、敵は人知れず急襲を取行すること

ができなかつた。

二七 ありき。一七石垣を築く者、荷を負う者及び之を負わする者は、片
 一八 手もて仕事を爲し、片手に劍を持てり。一八即ち築く者各々その腰
 一八 一八に劍を佩びたるなり。九、かくして彼等築き、わが傍にて喇叭を吹
 一九 鳴らせり。一〇) 一九我、貴族、高官等、及びその殘餘の平民に云いけ
 二〇 此と彼と隔たる事遠し。二〇汝等何處にありても、喇叭の音を聞か
 二〇 ば、我等の許に馳せ來れ。我等の天主、我等の爲に戦い給わん。
 二一 二一かく我等自ら工事を爲さん、我等の半分、旭日の昇るより星の
 二一 出ずるまで、槍を携うべし。」と。二二その時、我また民に云いけ
 二三 二三るは、「各人その僕と共に、イエルサレムの中に留まれ、これ、
 二三 彼等夜には我等に代り、二二晝には工事に當たらんためなり。」と。
 二三 二三我も、わが兄弟も、わが僕等も、我に従う衛兵等も、その衣服
 二三 二三を脱がざりき、いづれも裸體となりしは、ただ身を洗う時のみ。二二)

九) 石を積む者と運ぶ者との二種類の労働者。後者は手に武器を持ち前者は兩腕を自由にしておく必要があるのたゞ腰に劍をさげている。一〇) 喇叭手は、私の命令に應じて、すぐ警報を伝えることができるよう、私のそばに立つていた。一一) 警衛のために。一二) フィリオンはこれを「宗教上のみそぎ」と説明し、他は身を潔めるための普通の沐浴と解している。

第五章

ネヘミア、饑饉の時に富者の貧者を虐ぐるを咎む―
彼その同國人を勵まして、之に恩恵を施す。

一 時に民とその妻との大いなる叫喚、その兄弟なるユデア人に對して起れり。或人々は曰く、「我等の息子娘は甚だ多し。されば我等之が身の代として穀物を得、¹⁾ 食して生きん。」^三 また或人々は曰く「我等、己が土地や葡萄畑や家を抵當として、飢を満たす穀物を得ん。」^四 更に或人々は曰く、「我等王に税を納むる爲に金を借り受け、我等の畑や葡萄畑を與えん。^五 今や我等の肉も我等の兄弟の肉の如く、我等の子等の如し。視よ、我等は己が息子、己が娘を付して奴隸となす。我等の娘の中には、既に奴隸女となりし者あり、しかも我等は之を贖い返すべきものを有せず、我等の畑、我等の葡萄畑は今他人の所有なり。」^六 と。^{二)} 我は是等の言の如き、彼等の叫喚を聞

第五章 1) 困つた場合、子供らを他のイスラエル人の奴隸に賣り渡すことは、律法の許可する所。出二一・七。利二五・三九―四一参照。
2) 是は大なる患難。殊に財産のない者はそのため苦しんだ。富者はそれにつけても更に貧者を苦しめた。

七 くに及びて、大いに怒りぬ。我乃ち獨り心に思いめぐらし、貴族及び高官等
を責めて之に云いけるは、「汝等孰れも汝等の兄弟より高利を取り立つるか。」
八 と。しかして我、彼等を糾弾する大會を召集し、彼等に云いけるは、「我等
は汝等も知る如く、我等の兄弟ユデア人の、異邦人に賣り付されたる者を、我
等の力に應じて贖い返せり。然るに汝等は汝等の兄弟を賣り、我等をして之を
九 贖わしめんとするか。」と。彼等黙して、答うる所を知らざりき。我また彼等
に云いけるは、「汝等の爲す事は宜しからず、汝等は何故我等の敵なる異邦人
一〇 の非難を我等に蒙らざらしめん爲に、我等の天主を畏れて歩まさる。一。我も、
わが兄弟及びわが僕等も、多くの人に金や穀物を貸し與えたり。されど我等は
二 すべて之が返却を求めず、我等に返さるべき負債を免さん。二。汝等今日彼等に
その畑、その葡萄酒、その橄欖畑、及びその家を返せ、また金錢、穀物、葡萄
酒、油などの百分の一も、汝等彼等より取り立つる慣例なれど、
三 爲に之を與えよ。」と。一。三。彼等云いけるは、「我等返し與え、彼等に何を求め

すなわち通常月々納めねばならぬ利息を最早取り立てない。

ず、汝の云う如くに爲さん。」と。4) よりて我、司祭を呼び、彼等をして、わが云える所に循い行うべきことを誓わしめたり。5)

二三 その上我わが懐を拂いて云いけるは、「この言を果さざる者は、

天主之をすべてその家より、またその職業より、かくの如く拂い去り給え。その者はかく拂われて、無一物になれかし。」と。

時に會衆皆アメンと云いて天主を讚美せり。しかして民、云われたる如くに爲しぬ。一四 また王が我にユダの地の總督たれと命じたる日より、即ちアルタクセルクス王の二十年より三十二年まで

十二年に亘り、我もわが兄弟も總督の受くべき祿を食まざりき。

一五 我の前にありし舊の總督等は民に重き負擔をかけ、パンと葡萄酒と金錢とにて毎日四十シクルを之より取り、その下役等も亦民

を虐げたり。されど我は天主を畏るるが故に然なさざりき。6)

一六 却つて我は石垣の工事を以て修築し、畑を買いしこともなし。

4) 天主は現代においても、かかる愛の犠牲を求めておいでにならないか。1) 5) ネヘミアの決定は反對なく容れられた。彼はそれに一層力を添えるため、司祭の前ですぐ莊嚴な誓を立てることを貸主達に求めた。1) 利二五・三六、四三には、貧者に對する高利貸や冷酷が、「天主を畏れよ」という制裁を仄めかす云い方で禁じてある。

一七

わが僕また皆集まりて工事に當れり。一七またユデア人及

び高官等百五十人、並びに我等の周圍にある異邦人の中

一八

より我等の許に來れる者等も、わが食卓に在りき。一八さ

れば毎日わが爲に、禽の外、牡牛一頭、精選りし牡羊六

頭、調理せられたり。なお十日に一度、我さまさまの葡

萄酒、その他多くの物を分ち與えたり。しかも我はわが

總督としての祿を受けざりき。蓋は民甚だ疲弊したれば

一九

なり。一九わが天主よ、我がこの民の爲になしたるすべ

ての事に由り、仁慈もて我を憶い給え。

第六章

ネヘミア敵の威嚇に屈せず工事を進めて石垣を完成す。

一 然るにサナバラト、トビア、アラビア人ゴツセム、及びその殘餘の我等の敵、我が石垣を修築して、之に一箇所の破損をも遺さずと聞くや、
(但しその時まで我は門に扉を

のネヘミアは、イスラエル人からは何も貰わなかつたが、自領からあがるもの、典酌としてペルシヤ王から貰うものなどの自分の收入及び財を、民全體の福祉のために使つた。そしてここで少しも誇らず(母上一二・三。哥後一一・五参照)、また人の感謝を宛にせず一切を明らかにしている。彼はただ天主御獨りからの報いを期待しているだけである。

二 取付けざりき。ニサナバラトとゴツセム、わが許に人を遣して云わしめけるは、「いざ、我等オノ¹⁾の平野にある村々にて、共に盟約を結ばん。」と。實は彼等我に害を加えんと思いたるなり。²⁾三よりて我、彼等の許に使者を遣して云わしめけるは、「我は大工事をなし居りて、下り行く能わず。然らずして我汝等の許に下り行く時は、そは等閑にせらるべし。」と。四 彼等四度もかの言を託してわが許に人を遣しければ、我も前の言の如く之に答えたり。五 されどサナバラトは五度目にも前の言を託したるその僕を、わが許に遣しけるが、その手に書簡あり、かくの如く録されたり。六 「國々に聞え、且ゴツセムも云えり、汝とユデア人等、叛逆を思い立ちて、その爲に汝石垣を築き、自ら彼等の上に立ちて王とならんと欲す。この故に、七 汝また預言者を置き、汝の事をイエルサレムに觸れしめて、ユダに王あり、と云わしめたり。」と。王、是等の事を傳え聞かん。されば今來れ、我等共に評議せん。」と。³⁾ 八 我乃ち彼等に

第六章 1) オノはヤツファアから行程約四時間。
 2) 暴力に訴えてイエルサレムを攻める計畫が破れてから、敵は相手方の首領をなくして、これを四散せしめよと、奸計を以てネヘミア一人を除こうとした(二節)。亞一三・七参照。
 3) 彼らはどうすればネヘミアがペルシヤ王に對

九

云い遣りけるは、「汝の云いし如き、かかる事を爲したる例なし。

蓋し、汝は之を己が心より作り出だせるなり。」と。即ち是等の人

々は皆我等を恐れしめて、工事より我等の手を引かしめん、さらば

我等中止するならん、と思ひしなり。この故に、我更にわが手を強

うしたり。次いで我、密かにメタベールの子なるダラヤの子セ

マヤの家に入りしに、彼云いけるは、「我等天主の家、聖殿の中に

て共に熟議し、家の戸を閉鎖しおかん、其は彼等汝を殺さんとして

來るべく、しかも夜に汝を殲さんとして來るべければなり。」と。

二我云いけるは、「我の如き者、豈逃ぐべけんや。誰か我の如き者、

聖殿に入りて、生き存えんや。我は入らじ。」と。我は天主彼を

遣し給いしに非ずして、彼ただ預言者の如く装いて我に説きしに過

ぎず、トビアとサナバラトとが彼を買収したることを悟れり。蓋

し、彼が金錢を取けしは、我をして恐怖より然行いて罪を犯さしめ

し申し開きできるか

を聞こうとして、彼

に對し好意ある如く

装うた。―4)ヘブレ

オ語「さればこそ今

(天主よ)、我らの手

を強くし給え。」―祈

禱のためと、始めた

工事を早く完成する

ために。―5)俗人が

聖殿の内部聖所に入

ることは禁じられて

いた。セマヤは、現

状ではネヘミアのた

めに、一つ例外を行

うべきだと云つたの

である。

一四 以て彼等に、我を責むべき悪事を握らしめん爲なりき。一四 主よ、かくの如き事をなしたるトビアとサナバラトに對し、また我を恐れしめんとしたる女預言者アディア及びその他の預言者等に對し、我を憶え給え。一五 さて石垣は五十二日を経て、エルルの月の二十五日に完成せり。一六 かくて我等の敵皆之を聞くや、我等の周圍にある異邦人悉く恐れて、その胸中の意氣沮喪し、この工事が天主によりなされたることを悟るに至れり。一七 更にその頃ユデア人の貴族等トビアの許に数多の書簡を遣り、トビアよりも彼等の許に書簡來れり。一八 蓋しユデアには彼と盟約を結べる者多かりしなり、是、彼はアレアの子セケニアの婿にして、その子ヨハナンも、バラキアの子モソラムの娘を娶りたればなり。一九 なお彼等はわが前にて彼を讚め、またわが言を彼に傳えたり。トビアは我を恐れしめんとて、書簡を遣れり。

①エルルはユデア教會暦年の第六月で、太陽暦の八月後半と九月前半とに當る。石垣の一半は既に出來あがつたと記してあるから(四・六)、あとの半分の完成に五十二日かかつたのであるらう。一七のモソラムはレヴァイ族であるのみか、ア・ロンの一門でさえあつた(三・四及び三〇を見よ)。一八「わたしの言行」の義。

第七 章

ネヘミア、イエルサレムに番兵を置く―初めにバビロンより
 帰り來れる人々の名簿

一 一さて石垣を築き、扉を取付け、門衛、歌手、及びレヴィ人の数を調べ
 たる後、¹⁾ 我はわが兄弟ハナニ、及びイエルサレムの家の長²⁾ ハナニア
 (この人は實に誠ある人にして、餘人より天主を畏るる者と見えたり)
 三 に命じて、彼等に云いけるは、「日の熱くなるまでは、イエルサレムの
 門を開くべからず。」³⁾ と。しかして彼等がなお傍に立てる間に、門を閉
 じ門をさし、我、イエルサレムの住民の中より衛兵を出して、各々その
 順番に循い、それぞれ己が家の對處に置きたり。⁴⁾ その市は甚だ廣くし
 五 て大なりしが、その中にある民は少く、家も未だ建てられざりき。⁵⁾ 時
 に天主わが心に入れ給いたれば、我、貴族、高官等、及び平民を集めて
 之を調べんとせり。我、最初に上り來りし人々の調査簿を得て見たるに

第七章 1) 集四九
 ・一五。― 2) ヘブ
 レオ語では「城
 のつかさ」二・八
 とその註を見よ
 3) 見張の仕事
 過重にせぬため
 に、門をあま
 り早く開けさせ
 ず日暮に門をし
 めたら番兵達を
 帰らせようとい
 うのである。

三三三	三二〇	一九八	一七六	一五四	一三二	一〇	九八	七	六
九十八人。三三ハセムの子孫三百二十八人。三三ベサイの子孫三百二十四人。	七人、三〇アデインの子孫六百五十五人。三二ヘゼキアの裔なるアテルの子孫	二十二人。一八アドニカムの子孫六百六十七人、一九ベグアイの子孫二千六十	六百四十八人。一六ベバイの子孫六百二十八人。一七アズガドの子孫二千三百	ウアの子孫八百四十五人。一四ザカイの子孫七百六十人。一五バンヌイの子孫	・モアブの子孫二千八百十八人。三二エラムの子孫千二百五十四人。三三ゼト	人。一〇アレアの子孫六百五十二人。二ヨズエとヨアブとの裔なるファハト	數は、ハファロスの子孫二千百七十二人。九サファティアの子孫三百七十二	は、ヨズエ、ネヘミア、アザリア、ラーミア、ナハマニ、マルドケオ、ベ	その中に録して曰く、六以下はバビロンの王ナブゴドノソルが捕え移せる

4) 以下の名簿には、實際ゾロバベルに率いられてユデアに帰つて來た人々の名前と數とが載せてある。一部名前と數とが多少異つてゐるが、エズラ書のはじめにあるのと全く同じ。喇二・一以下参照。

四九	四八	四七	四四 四五	四四 四三	四四 四二	三三 三九	三三 三七	三三 三六	三三 三四	三三 三二	三三 三一	三〇	二二 二九	二二 二八	二二 二七	二二 二六	二二 二五	二二 二四
----	----	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

二四 ハレフの子孫百十二人。二五 ガバオンの子孫九十五人。二六 ベトレヘム及びネトウファの
 子孫百八十八人。二七 アナトトの人百二十八人。二八 ベタズモトの人四十二人。二九 カリアテイ
 アリム、ケファイラ、及びベトロの人七百四十三人。三〇 ラマ及びゲバの人六百二十一人。
 三二 マクマスの人百二十二。三三 ベテル及びハイの人百二十三。三三 他^たのネボの人五十二
 人。三四 他^たのエラムの人千二百五十四人。三五 ハレムの子孫三百二十人。三六 イエリコ^の裔^ち等
 三百四十五人。三七 ロド、ハデイド及びオノの裔^ち等七百二十一人。三八 セナーの子孫三千九
 百三十人。三九 司祭^{しさい}は、ヨズエの家^{いえ}のイダヤの子孫九百七十三人。四〇 エンメルの子孫千五
 十二人。四一 ファシユルの子孫千二百四十七人。四二 アレムの子孫千十七人。レヴィ人^{びと}は
 四三 ヨズエとケドミヘルとの子孫にして、四四 オドウヤの裔^ち等^{すえ}者^{もの}、七十四人。歌手^{うたい}は、
 四五 アサフの子孫百四十八人。四六 門衛^{かどもり}は、セルムの子孫、アテルの子孫、テルモンの子孫
 アツクブの子孫、ハテイタの子孫、ソバイの子孫百三十八人。四七 ナテイン人^{びと}は、ソハの
 子孫、ハスファの子孫、テバオトの子孫、四八 ケロスの子孫、シアーの子孫、ファドンの
 子孫、レバナの子孫、ハガバの子孫、セルマイの子孫、四九 ハナンの子孫、ゲツデルの子

五〇 孫、ガヘルの子孫、五〇ラーヤの子孫、ラシンの子孫、ネコダの子孫、五二ゲゼムの子孫、

五三 アザの子孫、ファセアの子孫、五二ベサイの子孫、ムニムの子孫、ネフシムの子孫、五三バ

五四 クブクの子孫、ハクファアの子孫、ハルフルの子孫、五四ベスロトの子孫、マヒダの子孫、

五五 ハルサの子孫、五五ペルコスの子孫、シサラの子孫、テマの子孫、五六ナシアの子孫、ハテ

五七 イファの子孫。五七サロモンの臣僕の子孫は、ソタイの子孫、ソフェレトの子孫、フアリ

五八 ダの子孫、五八ヤハラの子孫、ダルコンの子孫、イエツデルの子孫、五九サファテイアの子

六〇 孫、ハテイルの子孫、アモンの子サバイムより出でたるフォケレトの子孫。六〇ナティン

六一 人とサロモンの臣僕の子孫とは合せて三百九十二人。六一また以下は、テルメラ、テルハ

ルサ、ケルブ、アブドン及びエンメルより上り來りしが、己がイスラエルより出でたり

六二 や否や、その父祖の家をも、その血統をも示すこと能わざりし者なり。六二ダラヤの子孫、

六三 トビアの子孫、ネコダの子孫、六百四十二人。六三また司祭の中にては、ハビアの子孫、

六四 アツコスの子孫、ベルゼライの子孫。ベルゼライは、ガラード人ベルゼライの娘の一人

を妻に娶りて、その名を稱せるなり。六四是等の者は、系圖書の中にその署名を探ねたれ

六五 ど、見えざりしかば、司祭職より逐われたり。六五時にアテルサタ⁶⁾は彼等に、博學精知の司祭の起るまでは、至聖なる物を食すべからずと命じた。六六 全會衆を一括すれば、四万二千三百六十人、六七 外にその僕婢ありて、是等は七千三百三十七人なりき。またその中の、男女の歌手は二百四十五人。六八 その馬は七百三十六頭、その騾馬は二百四十五頭、六九 その駱駝は四百三十五頭、驢馬は六千七百二十頭。

此まで述べたるが、調査簿に録してありし事なり、以下はネヘミアの歴史を編めるものなり。

七〇 さて、諸族の長等数人は、工事の爲に献納せり。アテルサタは金一千ドラクマ、鉢五十箇、及び司祭の服三十着を寶庫に献納せり。七一 また諸族の長たる或人々は、金二万ドラクマ及び銀二千二百斤を工事の庫に献納せり。七二 更に殘餘の民が献納せる物は、金二万ドラクマ、⁸⁾ 銀二千斤、及び司祭の服六十七着なりき。七三 しかして司祭、レヴィ人、門衛、歌手、その殘餘の平民、ナティン人、及びすべてのイスラエル人など、その市々に住めり。

5) 喇二・六二。
 6) アテルサタ即ち總督はゾロバベル。
 7) 原文にないこれらの言葉は、ただ若干のラテン語本の縁に書いてあるだけ。手書である。
 8) ダリークの代りに書き誤つたもの。

第八章

エズドラス、民の前にて律法を朗讀すーネヘミア、民を慰むー民幕屋祭を行う。

一 かくて第七月は來りぬ、イスラエルの裔等はその市々にありしが民皆さながら一人の如く、水の門の前にある廣場に集いて、律法學士エズドラスに、主がイスラエルに命じ給える、モイゼの律法の書をもち來るべしと云えり。二 是に於いて司祭エズドラス、その第七月の一日に、男女の會衆、及び凡て理解し得る者共の前に、律法をもち來れり。三 しかして彼、水の門²⁾の前にある廣場に於いて、朝より正午まで、男女及び智者の眼前にて之を朗讀しけるが、民皆その書に耳を聳てたり。四 時に律法學士エズドラスは演説の爲に豫じめ設けおきたる木の臺の上に立ち、その傍には、右にマタテイヤ、セメヤ、アニア、ウリア、ヘルキア、及びマーシア、左にファダヤ、ミサエル、メルキア、ハスム、ハスバダナ、ザカリヤ、及びモソラ

第八章 1) 律法の朗讀は七年目毎に幕屋祭の時に行われた (申三一・一〇―一三)。この祭はテイスリの月(十月)の十五日に催されたが今度は庶民の元日たる同月の一日にこれを行うこととした。利二三・二四を見よ 2) 水の門は市の東側にあり聖殿の近くにあつた。

五

ム立^たてり。五やがてエスドラス、すべての民の^{たみ}前^{まへ}にてその書^{ふみ}を開^{ひら}きぬ。

彼^{かれ}はすべての民^{たみ}よりも高^{たか}き處^{ところ}にありき。しかして彼^{かれ}の之^{これ}を開^{ひら}きし時^{とき}、す

六

べての民^{たみ}立ち居^いたり。³⁾六次^じいでエスドラス、主^{しゅ}、偉^{おほ}いなる天主^{てんしゅ}を讚^{さん}美^びし

七

奉^{たてまつ}りたるに、民^{たみ}いずれもアメン、アメン、と答^{こた}え、その手^てを舉^あげて、

八

身を屈^かめ、地^ちに平^{ひら}伏^ふして天主^{てんしゅ}を禮^{らい}拜^{はい}せり。セ^セざるほどにヨズエ、バニ、

九

アザリア、ヨザベド、ハナン、ファラヤなどのレヴィ人^{びと}、律法^{おきて}を聽^きかせ

八

んとて民^{たみ}を靜^{しず}めたり。民^{たみ}はなおその席^{せき}に立^たちおれり。八彼等^{かれら}乃^{すなわ}ちその書^{ふみ}

九

に就^つきて、天主^{てんしゅ}の律法^{おきて}を、解^{かい}し得^うる如^{ごと}く判^{はん}然^{ぜん}と明^{あき}瞭^{らか}に讀^よめり。さればそ

九

の讀^よまるるや、民^{たみ}理^り解^{かい}せり。⁴⁾九時^{とき}にネヘミア(即^{すなわ}ちアテルサタ)、司^し祭^{さい}

九

にして律法^{りつぽう}學^{がく}士^しなるエスドラス、及^{およ}びすべての民^{たみ}に説^{せつ}明^{めい}するレヴィ人^{びと}等^ら

九

云^いいけるは、「この日^ひは主^{しゅ}我^{われ}等^らの天主^{てんしゅ}のため^{ため}に、聖^{せい}としたる日^ひなり、嘆^{なげ}

九

くなかれ、泣^なくなかれ。」と。蓋^そは民^{たみ}皆^{みな}律法^{おきて}の言^{ことば}を聽^ききて泣^なきたればな

九

くなかれ、泣^なくなかれ。」と。蓋^そは民^{たみ}皆^{みな}律法^{おきて}の言^{ことば}を聽^ききて泣^なきたればな

3) わが教會で福音朗讀の際に起

立して聽くのと

同様、天主の御

言に對する尊敬

から。— 4) 帰還

者の多くはヘブ

レオ語を忘れて

しまつたので、

レヴィ人は律法

をアラメア語で

説明した。爾來

この語がいつも

多く用いられた

一〇 り。5) 彼6) また彼等に云いけるは、「行きて、肥えたる物を食し、
 蜜入りの葡萄酒を飲め。しかして之を自ら備うる能わざる者にもその
 分を贈れ。7) 其は主の聖日なればなり。汝等悲しむなかれ、實に主に
 於ける歡喜こそ、我等の力なれ。」と。二レヴィ人等も亦、民一同を
 静めて云いけらく、「聖日なれば、汝等黙せよ、悲しむなかれ。」と。

一一 是に於いて、民皆去りて飲食し、なお他人に分ち贈り、大なる樂し
 みをなせり。其は彼等、彼8) が教えし言を、解したるが故なり。一二二

一二 日目には、すべての民の族長たち、司祭及びレヴィ人等、律法学士エ
 スドラスの許に集い來り、彼をして己等の爲に律法の言を説明せしめ
 んとせり。一四 かくて彼等、主がモイゼの手によりて命じ給えりと、律

一五 法に録されたる所を見しに、第七月の祝祭には、イスラエルの裔等幕
 屋に住むべし、とあり。9) 一五 また、そのすべての邑々及びイエルサレム
 に布令し、呼ばわり告げて、「出でて山に入り、橄欖の枝、麗しき木

5) 民が涙を抑えかねたのは、律法の朗讀によつて數々の非違を思い出させられたからである。—6) ネヘミヤかエスドラス。
 7) 貧民を御馳走にあずからせる代りに(申一四・二九。一六・一四)、彼らにその分を贈つた。哥前一・二一参照。—8) 本章註六に同じ。
 9) 利二三・三九—四三。申一六・一三—一五。

一六 の枝、桃金嬢の枝、棕櫚の枝、及び繁れる木の枝を取り來りて、録されたる如く幕屋を作れ。」と云うべし、とありき。一六民乃ち出で行きて取り來り、夫々その屋根の上、その庭、天主の家の庭、水の門の廣場、エフライム門の廣場などに、己のため幕屋を造れり。一七捕囚より歸り來りし會衆、いずれもかくの如く幕屋を造りて、幕屋に住めり。蓋し、ヌンの子ヨズエの日より、その日に至るまで、イスラエルの裔等、然なしたることなかりしなり。一八その時大いなる歡喜ありき。一八かくて最初の日より最後の日まで、日毎天主の律法の書を讀めり。しかして人々七日の間祝祭を行い、八日目には典禮に従い集會¹¹⁾を催せり。

第 九 章

民斷食し粗衣を纏いて痛悔すーレヴィ人天主の御恩を謝し、民の忘恩を詫ぶーレヴィ人民の爲に祈りて天主と契約を結ぶ。

一 さてその月の二十四日に至り、イスラエルの裔等、斷食し、亞麻の粗布を纏い、身に

10) イスラエル人はこの祝を一再ならず行つた。ネヘミアの言葉はただこの度のその祝の甚だ盛大であつたことを述べただけ。
 11) 最後の祝祭(利二三・三六)。

二 土を被りて集まれり。ニしかし イスラエルの裔等の後胤は、あらゆる
 三 異邦の裔等を離れて立ちり、己が罪とその父祖の不義とを告白せり。三彼
 四 等身を起して立ち、日に四度²⁾主その天主の律法の書を読み、また四度
 告白して、主その天主を禮拜せり。四時にヨズエ、バニ、ケドミヘル、
 サバニア、ボンニ、サレビア、バニ、及びカナニ、レヴィ人の臺に上り
 五 主その天主に向かいて、大聲に呼ばわれり。五次いでレヴィ人なるヨズ
 エ、ケドミヘル、ボンニ、ハセブニア、セレビア、オダヤ、セブニア、
 ファタヒア等云いけるは「汝等起ちて、主汝等の天主を永遠より永遠ま
 で頌えよ。願わくは人々が汝の榮ある尊き御名を、稱揚讚美の限りを盡
 して讚めんことを。六主よ、汝こそは唯一のもの。汝は天と諸天の天と
 七 その萬軍、³⁾地とその上にあるすべての物、海とその中にあるあらゆる
 物を創造り、之に悉く生命を賜えり。されば天軍汝を禮拜す。七主たる
 天主よ、アブラムを選びて之をカルデア人の火⁴⁾の中より導き出し、そ

第九章 1) 以後

天主の聖にして
 唯一なる御民と
 して生きようと
 思い定めた彼ら
 は、異教徒との
 交際を全くやめ
 た。——) 寧ろへ
 ブレオ語によれ
 ば、日の四分の
 一、即ち三時間
 にわたり。
 3) すべての星。
 4) カルデアにあ
 るウル市。この
 名前の意味は
 「火」である。
 或は彼がそこで

八 の名をアブラハムと命け給いしは汝にこそ。5) 八 汝はまたその心の汝の前に忠實なるを嚮して、之と契約を結び、以てカナアン人、ヘト人、アモル人、フェレズ人、イエブス人、及びゲルゲス人の地を之に與え、その後胤に與えんとし、且その御言を果し給えり、是、汝は義しく在すに由りてなり。九 更に汝は、エジプトにては我等の父祖の患難を嚮し、紅海の邊にてはその叫びを聞召し、一〇 フアラオに對し、そのすべての臣僕に對し、その國の諸々の民に對して、徴と奇蹟とを行い給えり、蓋し汝はその彼等に對して傲慢に振舞いしを知り給えるなり。かくて汝は今日ある如く、名を成し給えり。一一 剩え汝は彼等の前にて海を分かち給いければ、彼等は乾ける地を踏みて海の中を通りぬ。されど彼等を追う者は、汝さながら石を大水に投げ入るる如く、之を深みに投げ入れ給いき。

一二 次いで晝は雲の柱もて、夜は火の柱もて、彼等を導き、その行くべき道を示し給えり。一三 汝はまたシナイ山に降りて、天より彼等と語り、正しき規定と、眞の律法と、典禮と善き誠命とを之に授け、一四 汝の聖なる安息日を之に示し、

出逢つ
た患難
や誘惑
の火中
から、
5) 創一
一・三
一。

一五

汝の僕モイゼの手によりて、誠命と典法と律法とを之に命じ給えり。一五またそ

の飢うるに當りては、之に天よりパンを與え、その渴くに當りては、之が爲に

岩より水を出し、且彼等に、汝が之に付さんとて手を擧げ給いし⁶⁾その地に入

一六

りて之を獲べき由を曰いぬ。一六然るに彼等即ち我等の父祖は、傲慢に振舞いて

一七

その頸を剛くし、汝の誠命に耳を藉さず、一七聽従うことを拒み、汝が彼等の爲

に行い給いし奇蹟を思い出すこともせざりき。却つてその頸を剛くし、さながら

ら逆う如く頭首を立てて⁷⁾その奴隸たりし境涯に歸らんとせり。されど罪を赦

し給う天主なる汝は寛仁、愛憐、大度にして慈悲深く在し、彼等を棄て給わず

一八

彼等が己のために鑄物の犢を造り、⁸⁾是こそ汝の天主にして、汝をエジプト

より導き出せし者なれ。と云いて、大いなる冒瀆を行ひし時にすら、然り

一九

き。一九汝はまたその深き御憐憫よりして、荒野に於いても彼等を棄て給わず、

晝は雲の柱彼等より離れずして彼等を道に導き、夜は火の柱離れずして行くべ

二〇

き道を之に示せり。二〇更に汝は彼等を教えんとて之に汝の善き靈を賜い、汝

6) 誓い

給いし

7) エジ

プトに

帰る意

圖に就

いては

民一四

・四を

見よ。

8) 出一

三・二

一。

三 のマンナを彼等の口より絶やさず、渴く時には之に水を與え給いぬ。9) 三かく
 汝四十年の間荒野にある彼等を養い給いければ、彼等は何の不足もなく、その
 三 衣服も古びず、その足も疲れざりき。10) 三しかして汝彼等に國々とその民とを
 與えて、之を籤にて分ち給えり。なお彼等はセホンの地、へセボンの王の地、
 三三 及びバサンの王オグの地を得たり。三かくて汝は彼等の裔等を空の星の如く増
 二四 殖し、曾てその父祖に、入りて得べしと曰いし地に之を導き給えり。二四よりて
 その裔等、來りてこの地を得しが、彼等の向う所、汝この地の住民たるカナア
 二五 ン人を打ち服え、之をその王等もその國の民も、思いのままに扱わしめんとて
 彼等の手に付し給えり。二五かくて彼等、堅固なる邑々と肥沃なる地とを取り、
 諸種の佳き物に満てる家々、他人の掘りたる井戸、葡萄畑、橄欖畑及び數多の
 くだものな 果物生る樹を得、食して飽き足り、肥え太り、汝の大いなる恵に浴して樂しみ
 二六 けるが、二六しかも汝の御忿怒を招きて汝を離れ、汝の律法を背後に投げ棄てて
 顧みず、彼等を戒めて御許に立歸らしめんとしたる汝の預言者等を殺し、大い

9) 民二

〇・二

一八。

10) 申八

・四。

二七 なる冒瀆を行えり。故に汝彼等をその敵の手に付し給い、彼等之を苦しめ

たり。されどその患難の時に當り、彼等汝に向かいて叫びたるに、汝天より

聞き、御憐憫の豊かなるによりて、その敵の手より救わしめんとて彼等に救

二八 濟者等を與え給えり。11) 然るに彼等、安康を得るや、舊に復りてまた御眼

前に悪事をなしければ、汝之を棄ててその敵の手に委ね給い、敵之を支配し

たりき。時に彼等また回心して汝に呼ばわりしかば、汝天より聞き、御憐憫

二九 によりて屢々彼等を救い給いぬ。かく汝は彼等を戒めて、汝の律法に歸ら

しめんとし給いけるが、彼等は傲慢に振舞いて、御誠命に耳を藉さず、御規

定、即ち人の之を行い之に依つて生くべき事に背きて罪を犯し、肩を引き、12)

三〇 その頸を剛くして聽かざりき。しかも汝は彼等に對して猶豫し給うこと多

年、汝の預言者等の手により御靈もて彼等を戒め給いしに、彼等なおも聽か

三二 ざりければ、之を異邦人の手に付し給えり。されど汝は御憐憫豊かに在し

て、彼等を絶滅はし給わず、また之を棄つることをもなし給わざりき、是、

11) 本節に

は士師時

代の民の

態度が述

べてある

(士二・

一一—二

三。三。

九、一五。

四・六、二

四参照)。

12) 擔うを

拒むかた

ち。

三三 汝は愛憐、寛仁なる天主に在せばなり。三三 されば今、大いにして力ある畏るべ

き我等の天主、契約を守り憐憫を保ち給う御者よ、アッシリアの王等の日より

今日に至るまで、我等、我等の王等、我等の諸侯、我等の司祭等、我等の預言

者等、我等の父祖等、汝のすべての民に臨みしあらゆる苦勞より、御顔を背向

け給うなかれ。三三 我等に起りし萬事に就きて、汝義しく在す。汝は信義を守り

給いしに、我等は悪事をなしたればなり。三四 我等の王等、我等の諸侯、我等の

司祭等、及び我等の父祖等は、汝の律法を行わず、御誠命と、汝が彼等に示し

給える證詞とを顧みざりき。三五 しかも彼等は己が國にあり、汝が之に賜える數

多の御恩恵に浴し、汝がその眼前にて渡し給える廣くして肥えたる地にありな

から、汝に事えず、その悪しき營みを離れざりしなり。三六 視よ、我等今日奴隸

たり、しかも汝が我等の父祖に、そのパンとその佳物とを食せしめんとて與え給

える地、其處に於いて我等奴隸たるなり。三七 其の産物が幾重の山と積まるるは

我等の罪故に汝が我等の上に立て給いし王等の爲にして、彼等は我等の体¹³⁾と

13) 王の 賦役に 徵用し などし て。

三
八
我^{われら}等^らの駄^{けもの}獸^のとを、その思^{おも}いのま^ままに驅^お使^{つか}うに由^より、我^{われら}等^らは
大^{おほ}いなる患^{なやみ}難^{うち}の中^{うち}にあるなり。三^{三八}八^八されば是^{これら}等^ら一^{さい}切^{こと}の事^{こと}の爲^{ため}
に、我^{われら}等^ら契^{けい}約^{やく}を結^{むす}びて之^{これ}を録^{かきしる}し、我^{われら}等^らの諸^{しよ}侯^{こう}、我^{われら}等^らのレ^レヴ
イ^{びと}人^ら、我^{われら}等^らの司^し祭^{さい}等^ら、之^{これ}に署^{しよ}名^{めい}す。〔14〕

第 十 章

契約の署名者、及びその内容。

一 一^一さてその署^{しよ}名^{めい}者^{しや}は次^{つぎ}の如^{ごと}し。1) ハケライの子^こにてかのア
二 テルサタ²⁾たるネヘミア、及^{およ}びセデキア、3) ニサラヤ、アザ
三 リア、イエレミア、三^三フエシユル、アマリア、メルキア、
四^四 ハツトウス、セベニア、メルク、五^五 ハレム、メリムト、
六^六 オブデア、六^六 ダニエル、ゲントン、バルク、七^七 モソラム、
八^八 アビア、ミアミン、八^八 マージア、ベルガイ、セメヤ、是^{これら}等^ら
九^九 は司^し祭^{さい}なり。九^九 次^{つぎ}にレ^レヴイ^{びと}人^らは、アザニアの子^こヨズエ、へ

14) 本節は次の章に属す。ヘブレオ語聖書では今日のその前書きにおいても冒頭にある。

第十章 1) 前章三八節の續き。

2) アテルサタは「畏れらるる人」の義。即ち總督。3) 大司祭エリアシブが脱落している。以下司祭の名前が二十一記してあるエズドラスは發企人で指導者なるが故に書いてない。

一〇	ナダドの子等の中、ベンヌイ、ケドミヘル、 ^{一〇} 及び彼等の兄弟セベニア、オダ
一一	ヤ、ケリタ、フアラヤ、ハナン、 ^{一一} ミカ、ロホブ、ハセビア、 ^{一二} ザクル、セレ
一二	ビア、サバニア、 ^{一三} オダヤ、バニ、バニヌ。 ^{一四} 民の首長は、ファロス、ファハ
一三	ト・モアブ、エラム、ゼトウ、バニ、 ^{一五} ボンニ、アズガド、ベバイ、 ^{一六} アドニ
一四	ア、ベゴアイ、アディン、 ^{一七} アテル、ヘゼキア、アズル、 ^{一八} オダヤ、ハスム、
一五	ベサイ、 ^{一九} ハレフ、アナトト、ネバイ、 ^{二〇} メグファイア、モソラム、ハジル、
一六	^{二一} メシザベル、サドク、イエツドウア、 ^{二二} フェルテイア、ハナン、アナヤ、
一七	^{二三} オゼー、ハナニア、ハツスブ、 ^{二四} アロヘス、ファレア、ソベク、 ^{二五} レフム、
一八	ハセブナ、マールシア、 ^{二六} エカヤ、ハナン、アナン、 ^{二七} メルク、ハラシ、バーナ、
一九	^{二八} 及び民の殘餘の者、司祭、レヴィ人、門衛、歌手、ナティン人、並に凡て異
二〇	邦人を離れて天主の律法を奉じたる者 ⁴⁾ とその妻その息子その娘など。 ^{二九} 理解
二一	し得る彼等の貴族たちは皆その兄弟等の代りに誓いぬ。即ち彼等來り約して誓
二二	いけらく、「天主がその僕モイゼの手によりて授け給いし律法に歩み、以て主

4) 本九
・二參
照。

三〇 我等の天主の御誠命と、その規定と、その典憲とを悉く行い守らん」と。三〇しかして曰く、「我等はこの地の民に我等の娘を與えじ、また我等の息子の爲に彼等の娘を娶らじ。」⁵⁾ 三二またこの地の民、安息日に商品及び諸種の用品を持ち來りて賣らんとすとも、我等安息日並に聖日には彼等より之を受け取らじ。なお七年目には一定の免除をなし、いずれの手よりの負債請求をも、差し控えん。⁶⁾ 三三更に我等は自ら規定を設け、年毎に一シクルの三分の一を奉りて、我等が天主の家の必要に備え、⁷⁾ 三三供えのパンの爲、⁸⁾ 常時素祭の爲、安息日、新月、諸の祝祭に於ける常時燔祭の爲、⁹⁾ 聖物の爲、罪祭の爲に用い、以てイスラエルの爲に祈りをなし、且我等の天主の家のあらゆる用に供せんとす。

5) 混宗結婚に對する掟については、出三四・一六。申七・三を見よ。

6) 安息日を守ることに、及び赦免の年に就いては、利二五・四。申一五・一を見よ。——7) 毎年の聖殿のための特別の献金は、民が自ら進んで行つた。——8) アルタクセルクセス手長王が、ユデアの祭祀を維持するため

に、約束した補助は(喇七・二〇—二二) キチンと與えられることになつていたが、それだけでは足りなかつた。

それにイスラエル人達は聖所のそういう費用を、一部自分等で出すのを喜んだ。——9) 朝小羊一頭、夕にも同じく一頭、それに小麥粉に油をかけた素祭と灌祭。

三四 また新¹⁰⁾の奉獻に就きては、我等司祭、レヴィ人及び民の仲間に
 て籤を抽き、年々時を定めて我等の父祖の家が我等の天主の家^{これ}に之を
 持ち來り、以てモイゼの律法に録されたる如く、主我等の天主の祭壇
 の上にて焚くこととせん、と。三五 また曰く、我等は己が土地の初物と
 すべて^{三六}の木^{三六}の果の初物とを、年々主の家^{三六}に持参し、律法に録された
 る如く、我等の子等と、我等の家畜との初出、及び我等の牛と我等の
 羊との初仔をも携え來りて、我等の天主の家において、我等の天主の
 家に奉事する司祭等に獻げ、^{三七}また我等の食物、我等の灌祭の物、
 あらゆる樹の果、葡萄の收穫、油などの初物も、我等之を司祭の許に
 持参して我等の天主の倉庫に納め、^{三九}我等の土地より上る十分の一を
 レヴィ人の許に持ち來らん。このレヴィ人たちはすべての市々より、
 我等の作物の十分の一を受くべきなり。^{三八}レヴィ人の十分の一を受く
 るに當りては、アーロンの裔なる司祭、^{四〇}そのレヴィ人と共にあるべ

10) 薪の調達は木に
 乏しい同国では、
 非常な勞力を要し
 また大なる出費を
 も伴つたであらう
 11) 初子の奉獻につ
 いては、出二三・
 一九。利二三・一
 七参照。—12) そこ
 で司祭達の間に分
 配された。—13) 人
 が十分の一を持参
 した時には、いつ
 も司祭が職權によ
 り立會つた。

三九
し、しかしてレヴィ人等はその十分の一の十分の一を我等の天主の家いえに献さげ、寶たからの庫くらの貯藏室ちよぞうしつに納おさむべし。三九 即すなわちイスラエルの裔等こらおよ及びレヴィの裔等こら、穀物こくもつ、葡萄酒ぶどうしゆ、油あぶらなどの初物はつものを寶庫たからくらに搬はこぶべし。なお其處そこには聖器類せいぎるいをおくべく、また司祭しさい、歌手うたいて、門衛かどもり、僕等らお在るべし。さて我等われらは、我等の天主てんしゆの家いえを棄すてじ。」と。

第十一章

イエルサレム、及びその他の邑の住民。

一 時に民たみの諸侯しよこうはイエルサレムに住すめり。またその殘餘ほかの民たみは籤くじを抽ひきて、十人にんの中一人うちひとりを取り、之これを聖都せいとイエルサレムに住すまわしめ、九人にんを他たの市まち々に住すまわしめたり。二 なお凡すべて自みづから進すすみてイエルサレムに住すまんと申し出いずる人々ひとぐは、民之たみこれを祝しゆく福ふくせり。一) 三 イエル

第十一章 一) イエルサレムに定住した人は、それによつて自族領内の自分の相續不動産を放棄し、同市維持のためにいるいるな負擔や聖所の御用を引受けなければならなかつた。それでイエルサレムに、應わしい多数の人口をもたせるため、すべての支族中、そのかしら(諸侯)と、十中一つの世帯がそこに定住せねばならぬように定められた。後者は抽籤できめるのであるが、自ら進んで行きたい人がその當籤者の代りになることもできた。その場合免かれた者は、同市以外の所

四 サレム及びユダの諸市に住めるこの州²⁾の長等は次の如し。又イスラエル、
 司祭レヴィ人、ナティン人、サロモンの臣僕の子孫など、いずれも各々その
 邑々にある己が所有地に住めり。四 さてイエルサレムには、ユダの子孫の中
 にも、ベンヤミンの子孫の中にも、住める者あり。ユダの子孫にては、アジ
 アムの子アタヤ、アジラムはザカリアの子、これはアマリアの子、これはサ
 ファテイアの子、これはマラレールの子。ファレスの子孫の中にては、五 バ
 ルクの子マーシア、バルクはコルホザの子、これはハジアの子、これはアダ
 ヤの子、これはヨヤリブの子、これはザカリアの子、これはシロン人の子な
 り。六 是等ファレスの子孫にしてイエルサレムに住める者は、總計四百六十
 七 八人あり、いずれも豪勇の士なり。七 またベンヤミンの子孫は次の如し、モ
 ソラムの子セルム、モソラムはヨエドの子、これはファダヤの子、これはコラ
 ヤの子、これはマシアの子、これはエテールの子、これはイザヤの子、八 之に
 九 次いでではゲツバイ、セライなど、九百二十八人。九 しかしてゼクリの子ヨエ

にある自
 分の家の
 財産を嗣
 ぐことが
 できるの
 で、その
 人を大い
 に多とし
 た。
 2) ペルシ
 ヤ所屬イ
 スラエル
 州。

一〇 ル、彼等の長たり、セヌアの子ユダ、次長として³⁾ 市を治む。一〇また司祭は、
 二 ヨアリブの子イダヤ、ヤキン、二ヘルキアの子サラヤ、ヘルキアはモソラムの
 子、これはサドクの子、これはメラヨトの子、これは主の家の長アキトブの子、
 二二 なお聖殿の仕事⁴⁾をなすその兄弟八百二十二⁵⁾人。イエロハムの子アダヤ、イエ
 二二 ロハムはフェレリアの子、これはアムシの子、これはザカリヤの子、これはフ
 二三 エシユルの子、これはメルキアの子、^三更に父祖の長たるその兄弟二百四十二
 二四 人。またアズレールの子アマツサイ、アズレールはアハジの子、これはモソラ
 二四 モトの子、これはエンメルの子、^四甚だ剛勇なるその兄弟百二十八^五人、しかし
 二五 てその長は力ある者⁶⁾の裔ザバディエル。一五レヴィ人は、ハスブの子セメヤ、
 二六 ハスブはアザリカムの子、これはハサビアの子、これはボニの子、^六なお、レ
 二六 ヴイ人の長の中にサバタイ、及びヨザベドあり、主の家のあらゆる外の仕事を
 二七 掌^七る。一七更にミカの子マタニアあり、祈禱の時に長として讚美感謝に當る、
 二七 因みにミカはゼベデイの子、これはアサフの子なり。またその兄弟の中にて二

3) 副總督の資格で。
 4) ヘブレオ語「ハツゲドリム」。

番目なるベクベキアあり、サムアの子アブダあり、サムアはガラルの子
 一八 これはイデイトウンの子なり。一八 聖都にあるレヴィ人は合せて二百八十
 一九 四人。一九 門衛はアツクブ、テルモン、及びその兄弟等にして、是等門を
 二〇 守る者は百七十二人。二〇 イスラエル出のその残餘の者、即ち司祭、レヴ
 二一 イ人、いずれもユダの諸所の市にありて、各々その所有地にあり。二一 ナ
 テイン人はオフエルに住めり、シアハ及びガスファ、そのナティン人の
 二二 中なり。二二 イエルサレムにあるレヴィ人の長はバニの子アツジにして
 二三 バニはハサビアの子、これはマタニアの子、これはミカの子なり。アサ
 フの子孫の中に、天主の家に奉事する歌手等ありしが、二三 彼等に就き
 二四 ては王の命令ありて、毎日歌手の順序を定めしなり。二四 ユダの子ザラ
 の子孫なるメセゼベルの子ファタヒアは、王の手によりて、民事一切に
 二五 當り、二五 またすべてその地方地方に於ける家々の事に當れり。ユダの子
 孫たる者は、カリアトアルベとその從屬地、⁹⁾ デイボンとその從屬地、

5) フイリオンもアルントもライシエルも一ナティン人の長」と譯して居る。
 6) 代下三五・一五。一) アルタクセルクセス。
 二四節も同様。
 8) ファタヒアはイスラエルの民とアルタクセルクセス王との間の用務の仲介をした。一) 原語 filiabus 「娘等」

二六 及びカブセールとその小村に住み、^{二六} イエスエ、モラダ、ベトフアレト
 二七 に住み、^{二七} ハセルスアル、及びベルサベーとその從屬地に住み、^{二八} シケ
 二九 レグ、及びモコナとその從屬地に住み、^{二九} レンモン、サラー、イエリム
 三〇 トに住み、^{三〇} ザノア、オドラム、及びそれらの村々、^{三一} ラサスとその地方
 並びにアゼカとその從屬地に住めり。^{三二} かく彼等はベルサベーよりエンノ
 三三 ムの谷にかけて定住せり。^{三三} またベンヤミンの子孫は、^{三四} ゲバよりメクマ
 三四 ス、ハイ、ベテルとその從屬地、^{三五} アナトト、ノブ、アナニア、^{三六} アソ
 三五 ル、^{三六} ラマ、^{三七} ゲタイム、^{三八} ハデイド、^{三九} セボイム、^{四〇} ネバラト、^{四一} ロド、^{四二} 工人
 三六 の谷¹⁰⁾ にあるオノに住めり。^{四三} なおレヴィ人の中、^{四四} 一部はユダ及びベン
 ヤミンに在りき。

第十二章

ゾロバベルに従いて上り來りし司祭レヴィ人—大司祭の繼承—石垣の祝別。

一 さて、サラテイエルの子ゾロバベル及びヨズエに従いて上り來りし司祭レヴィ人は次

10) 工人または「職人」の谷は、イエルサレムの北方にあり、同市から行くのにあまり遠くはなかつたらしい。代上四・一四參照。

三二	の如し、サラヤ、イエレミア、エスドラス、ニアマリア、メルク、ハットウス、 三セベニ
五四	ア、レウム、メリムト、 四アツド、ゲントン、アビア、 五ミアミン、マディア、ベルガ、
七六	六セメヤ、ヨヤリブ、イダヤ、セルム、アモク、ヘルキア、 セイダヤ。是等の者はヨズ
八	エの時代に司祭等の長及びその兄弟なりき。 八次にレヴィ人は、イエスア、ベンヌイ、
九	ケドミヘル、サレビア、ユダ、マタニア、 是等の者とその兄弟とは讚美歌を掌る。 九更
一〇	にベクベキア、及びハンニとその兄弟、 各々その職務に當れり。 一〇さてヨズエ、ヨアキ
一一	ムを生み、ヨアキム、エリアシブを生み、 エリアシブ、ヨヤダを生み、 二ヨヤダ、ヨナ
一二	タンを生み、ヨナタン、 イエツドアを生めり。 三ヨアキムの時代に、 司祭にして一族の
一三	長たりし者は、サラヤ一族のマラヤ、 イエレミア一族のハナニア、 四エスドラス一族の
一四	モソラム、アマリア一族のヨハナン、 五ミリコ一族のヨナタン、 六セベニア一族のヨゼフ、
一六五	七ハラム一族のエドナ、 マラヨト一族のヘルキ、 八アダヤ一族のザカリア、 ゲントン一
一七	族のモソラム、 九アビア一族のゼクリ、 ミアミン及びモアディア一族のフエルテイ、
一九八	一八ベルガ一族のサンムア、 セマヤ一族のヨナタン、 一九ヨヤリブ一族のマタナイ、 ヨダヤ

二〇 一族のマジ、二〇セライ一族のケライ、アモク一族のヘベル、二一ヘルキア

二三 一族のハセビア、イダヤ一族のナタナエル。三二 エリアシブ、ヨヤダ、ヨ

ハナン、及びイエツドアの時代に、レヴィ人は一族の長たる者登録せら

三三 れ、ペルシャ王ダリウス¹⁾の代には司祭等も然せられたり。三三レヴィの

子孫にして一族の長たる者は、日記の書に録されて、エリアシブの子ヨ

二四 ナタンの代にまで及べり。三四レヴィ人の長は、ハセビア、セレビア、及

びケドミヘルの子ヨズエにして、彼等の兄弟等それぞれ^の班に循い、天

主の人ダヴィドの命の如く、讚美と感謝とに當り、順次等しく職務を行

二五 えり。三五 マタニア、ベクベキア、オベデア、モソラム、テルモン、ア

二六 ックブは門及び門に向かえる玄關を守る者なり。三六 是等の者はヨセデク

の子なるヨズエの子ヨアキムの時代、總督ネヘミア、及び司祭にして律

二七 法学士たるエズドラの時代世に在りき。二七 さてイエルサレムの石垣を

祝別するに當りては、レヴィ人をそのすべての處より驅り集めてイエル

第十二章 1) 若

干の人々の説では、ダリウスという名のペルシヤ二代目の王ダリウス・ノトウス。しかし一層眞實らしいのはアレクサンデル大王の有名な相手で、西紀前三三六年から三三一年まで統治したダリウス・コドマンという他の説。

三八	サレムに來らしめ、以て祝別を行ひ、感謝と歌と、鏡鉞と琴と小琴とを以て
二九	野、及びネトウファテイの村々より集い來り、 ^{二九} またガルガラの家、及びゲ
三〇	バとアズマヴェトとの地方よりも然せり。この歌手等は己が爲に、イエルサ
三一	レムの周圍に村々を建てたるなり。 ^{三〇} 時に司祭レヴィ人身を潔め、且民と門
三二	と石垣とを潔めたり。 ^{三一} 是に於いて我、ユダの諸侯を石垣の上に登らしめ、
三三	また讚美の爲に ^{三二} 二大歌隊を設けけるが、彼等 ^{三三} 石垣の上を右に進みて糞土の
三四	門に向かえり。 ^{三三} その後に従い行くは、オサヤ及びユダの諸侯の半分、 ^{三三} 並
三五	にアザリア、エスドラス、モソラム、ユダ、ベンヤミン、セメヤ、エレミア
	なりき。 ^{三四} 喇叭を持てる司祭の裔等の中には、ヨナタンの子ザカリアあり、
	因みにヨナタンはセメヤの子、これはマタニアの子、これはミカヤの子、こ
	れはゼクルの子、これはアサフの子なり。 ^{三五} またその兄弟なるセメヤ、アザ
	レシル、マラライ、ガラライ、マアイ、ナタナエル、ユダ、ハナニ等は、天

2) 兩歌隊
とも市の
西に整列
し、一隊
は右へ南
進し 他
隊(三七
節)は左
へ北進し
市の東で
相合して
聖殿の前
庭に進み
入つた
(三九節)

主しゆの人ひとダヴイドの樂器がくきを携たずさえたり。律法りつぽう學士がくしエスドラス、彼等かれらの先さきに立たちて、
 泉門いずみもんに向むかえり。三六 かくて彼等かれら、他隊たたいの人々ひと々と相向あひむかいて、ダヴイドの家いえの上うえ
 なる石垣いしがきの上のぼり口ぐちより、ダヴイドの市まちの階か段だんを上のぼり行ゆきて、東ひがしの方かたみち水みづの門もんに至いた
 れり。三七 また感謝かんしゃを献さぐる者ものの第二隊だいいは、反はん對たいの側がわより進すすみ行ゆきけるが、我われは
 民たみの半なか分ばと共ともにその後うしろに從したがい石垣いしがきの上うえを行ゆき、窯塔かまどとうの上うえを經へて廣ひろき石垣いしがきの所ところに
 至いたり、三八 エフライム門もんの上うえ、古ふるき門もんの上うえ、また魚門うおもん、ハナネールの塔とう、及びエ
 マトの塔とうの上うえを過すぎて、羊門ひつじもんに至いたりしが、牢獄ひとやの門もんにて彼等かれら立たち留どまりぬ。三九 次つい
 で感謝かんしゃを献さぐる者ものの二隊たい、天主てんしゆの家いえに入いりて立たち、我われもわが高官こうかん等たちの半なか分ばも然しか
 なしけるに、四〇 司祭しさいなるエリアキム、マーシア、ミアミン、ミケア、エリオエ
 ナイ、ザカリア、ハナニア等ら、喇叭らっぱを持もち、四一 なおマーシア、セメヤ、エレア
 ザル、アジ、ヨハナン、メルキア、エラム、エゼル等らあり、歌手うたい等たち高たからかに歌うた
 いしが、その長おさはイエズラヤなりき。四二 かくてその日ひは人々ひと々大だいなる犠いけにえ牲せうを献さ
 げて、悦よろこび樂たのしめり、即すなわち天主てんしゆ彼等かれらに大おほいなる歡よろこ樂びを賜たまいしなり。その妻つま子こ等ら

3) 一つ
 の歌隊
 の指揮
 者は彼
 他の歌
 隊のそ
 れはザ
 カリア
 (三四
 節)で
 あつた

四三

も亦喜び、イエルサレムの歡聲は遠方まで聞えたり。またその日には寶の庫を掌る人々を定めて、灌祭の物、初物、十分の一などの係とし、彼等により市の上司等がそれらの物を持ち來らしめて、司祭及びレヴィ人に相當の謝禮をなすこととせり、其はユダ、⁴⁾ 司祭レヴィ人の侍立せるを喜びたればなり。⁵⁾ 彼等は天主の規定と償いの規定とを守れり。歌手及び門衛等も、同じくダヴィドとその子サロモンとの命に循いて然せり。^{四五} 蓋しダヴィド及びアサフの時代の初めより、歌もて讚美し天主に感謝し奉る歌手等に定まりたる長ありき。^{四六} しかしてゾロバベルの時代、及びネヘミアの時代には、イスラエル人いずれも歌手や門衛に日毎その分を興え、また彼等レヴィ人に物を献ぐれば、⁶⁾ レヴィ人更に之をアーロンの子孫に献げたり。

四六

四五

四四

4) ユダ人。 5) 民は更に氣前よく物を献げて以つて満足の意を表した。それで新しい出納係を任命する必要が生じたのである。1)のイスラエル人は悉く、すべての収益の十分の一をレヴィ族に興え、そのまた十分の一がアーロンの一族の所有に帰した。

第十三章

種々の弊を改む。

一 さてその日モイゼの書を民に讀み聞かせけるに、その中に録して曰く、アンモン人とモアブ人とは、永久に天主の集會に入るべからず、¹⁾ 其は彼等、パンと水とを携えてイスラエルの裔等を出で迎えず、之に敵意を抱きてバラームを雇い、彼等を呪わしめんとしたればなり。

二 されど我等の天主は、呪咀を轉じて祝福となし給えりと。^{三)} 人々この律法を聞くに及び、異邦人を悉くイスラエルより分離するに至りぬ。^{四)}

三 之に當れるは司祭エリアシブのなりしが、彼は我等の天主の家の寶庫の監督にして、トビアの近き親戚なりき。^{五)} されば彼は之が爲に大いなる貯藏室を設えけるが、そこには人々その前に、供物、乳香、器具類、また穀物と葡萄酒と油との十分の一、レヴィ人や歌手、門衛等の分、及び司祭の爲の初物などを置けり。^{六)} されど我はこれら一切の

第十三章 1) 申二

三・三。 1) 2) 本九

・二及び一〇・二

八参照。 1) 3) これ

は同名の前の大司

祭(三・一)でな

くて、聖殿のつか

さ。エリアシブは

サマリアに住んで

いたトビアに、聖

殿脇の建物の一部

を、一時的宿泊所

及び商品置場とし

て提供した。

七 事の行われたる間イエルサレムに居らざりき。其は我バビロンの王アルタクセルクセスの第三十二年⁴⁾に王の許に行きたるが故にして、我は數日を経て王に暇を乞いたり。我はイエルサレムに來りて、エリアシブがトビアの爲になしたる悪事、即ち彼がその爲天主の家の前庭に、寶置所を設えしことを知れり。

八 是は我に甚だ悪しき事と見えしかば我トビアの家具を貯藏室より投げ出し、命じてその貯藏室を掃除せしめ、其處に再び天主の家の器具類、献物、乳香などを搬び入れたり。

九 また我は、レヴィ人にその分が與えられず、レヴィ人も歌手も雑役をなす者も、夫々己が地方に逃げしことを知りたれば、

一〇 高官等にその事を詰問して「何故に我等天主の家を棄てたりや。」と云い、次いで彼等を召集めてそれぞれの持場に立たしめたり。

一一 かくてすべてのユダ、穀物と葡萄酒と油との十分の一を庫に持ち來りぬ。

一二 我等乃ち庫の係として、司祭セレミア、律法學士サドク、及びレヴィ人の中よりファダヤを立て、マタニアの子なるザクルの子ハナンをその添役とせり、其は、彼等忠實なりと認められた

4) キリ
 スト御
 降生前
 四四三
 年。

一四 するが故にして、その兄弟等に分つべきものは彼等に委ねられたり。一四 わが
 天主よ、この事の爲に我を記憶し給え。わが天主の家とその典禮とに對し
 一五 てわが爲したる善き事を抹殺し給わざれ。一五 その頃我ユダに於いて、安息
 日に酒搾を踏み、⁵⁾ 麥束を搬び、驢馬に葡萄酒、葡萄、無花果、その他あ
 らゆる物を積み、安息日に之をイエルサレムに持ち來る者あるを見しかば
 一六 賣ることを許されたる日に賣るべしと之に命じたり。一六 チロ人も亦彼處に
 住みおりて、⁶⁾ 魚その他あらゆる商品を持ち來り、安息日に之をイエルサレ
 一七 ムにてユダの裔等に賣れり。一七 我乃ちユダの重立てる人々を責めて之に云
 一八 いけるは、「汝等この惡事を爲して、安息日を潰すは何ぞや。一八 我等の父
 祖もかく爲しけるに、我等の天主我等とこの市とに、この諸々の災厄を下
 し給いしに非ずや。然るを汝等、安息日を破りて、なおもイスラエルに御
 一九 忿怒を加うるなり。」と。一九 しかして安息日にイエルサレムの門の休むべ
 き時に至るや、我云いて門を閉鎖さしめ、安息日の過ぐるまで之を開くべ

5) 酒搾 を踏むことは特に重労働とされていたので、安息日には許されていなかつた。1) チロ人とは、ユデアやイエルサレムに定住し、海邊の町々と往來してゐる商人全部をさすものである。

二〇 ならずと命じ、わが僕等を門の邊に立てて、何人も安息日に荷を携え入れ
 ざるようになしたり。二〇 されば商人及び諸種の商品を賣る者、一、二度
 二一 イエルサレムの外に宿泊せり。二二 時に我彼等を戒めて之に云いけるは、
 「汝等何故に石垣の前に宿泊するぞ。汝等もし再びかく爲さば、我汝等に
 二三 手を下さん。」と。その時よりして、彼等最早安息日には來らざりき。
 二四 我またレヴィ人に、安息日を聖とせんため身を潔めて門を守りに來るよ
 う云えり。8) さればわが天主よ、この爲に我を記憶し、汝の御憐憫の豊か
 二五 なるによりて、我を赦し給え。二三 なおその頃我は、アゾト、アンモン、モ
 アブの女を娶りしユデア人をも見たり。二四 然るにその子等は半ばアゾト語
 二五 にて語り、ユデア語をば語る能わず。9) この民かの民の言語を用いて語れ
 り。二五 によりて我彼等を責めて呪い、その中の數人を打ちてその頭髮を剃り
 落し、之をして、己が娘を彼等の息子に與えず、己が息子又は己自らの
 爲に彼等の娘を娶らざるべきことを、天主により誓いて切に願ひ、且云い

7) 安息日の憩

いを破るよう

なことをさせ

ぬために。

8) 既に昔から

定められてい

たように、門

の守衛はレヴ

イ人に委ねら

れる。

9) アンモン人

及びモアブ人

の言語は、ユ

デア人とは

異つたセム族

の方言。

二六 けるは、^{二六}イスラエルの王サロモンも、かくの如くにして罪を犯し

たるに非ずや。確に國民數多ある中にも、彼の如き王はあらざりき。

彼はその天主に愛せられ、天主之を立ててイスラエル全土の王となし

給えり。しかもなお異邦の女は、之をしも迷わして罪に陥れたり。¹⁰⁾

二七 然らば我等も亦、從順にして、我等の天主に罪を犯し以て異邦の

女を娶るといふ、このすべての大いなる悪事をなすべけんや。」と。

二八 然るに大司祭エリアシブの子ヨヤダの子等の一人は、ホロン人サナ

バラトの婿なりしかば、我之をわが許より逐い拂えり。¹¹⁾ 主わが天

主よ、彼等を記憶し給え、彼等は司祭職、ならびに司祭及びレヴィ人

三〇 の掟を瀆したればなり。¹²⁾ かく我、彼等を異邦人より悉く分離し、

三二 司祭及びレヴィ人の班を定めて各々その職務を行わしめ、¹³⁾ また時を

定めて薪の奉獻¹⁴⁾ ならびに初物のことに當らしめたり。わが天主よ、
幸に至らしめんため我を記憶し給え。アメン。

10) 王上三・一。一・一、四。

11) ヨヤダの息子は自族の敵の婿であつたが、他所者である妻を出すことを拒んだ。律法

(利二一・一三以下)によれば、司祭はただイスラエルの處女とだけ結婚するよう定められていた。—12) 馬

二・八参照。¹³⁾ 本一〇・三四参照。

照。